




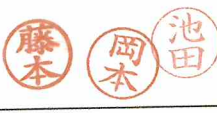


町長	副町長	総務企画 課長	環境課長	課長補佐	係長	係
						

会議名称	令和5年度 第2回与論町景観条例検討委員会		
開催日時	令和5年9月26日(火) 18:00~19:30		
開催会場	与論町役場 1階 多目的ホール		
出席者	池田 吉光会長、池田 香菜副会長、南 有隆、牧 房男、竹下 敏夫、山口 利光、西 武雄、南 和彦、町島 実和、麓 才良、西田 健一、柳田 真希、田畑 香織、川畑 こず枝、木方 十根、増留 麻紀子、田畑町長、町本総務企画課長、裾分建設課長、堀田産業課長、竹村耕地課長、川上教育委員会事務局長、龍野町民生活課長、大馬環境課長、光環境課主幹兼係長		
配布資料	あり	記録者	光 俊樹
議事録			
会次第			
1 開会あいさつ			池田会長
2 町長あいさつ			田畑町長
3 委嘱状交付			田畑町長
4 木方先生あいさつ ・景観方及び景観計画について			木方 十根先生
5 増留先生あいさつ			増留 麻紀子先生
6 議事			池田会長
(1)景観条例制定に向けたスケジュールについて			大馬環境課長
(2)景観条例検討委員会設置要綱の変更について			大馬環境課長
(3)専門部会のメンバー追加について			大馬環境課長

池田会長：これまでの議事において質疑はありませんか。無ければその他へ移ります。

(4)その他

西田：今回、検討委員会の設置に至ったのは、無許可での大規模伐採によるものが大きな理由で議会での一般質問でも長く議論されていたと思います。大きな建設業者が入っているようですが、森林法や自然公園法など理解しているはずなのに先に大規模に伐採し、もともとその風景だったかのように住民に見せているじゃないかと推測しています。

オンライン署名も含めると 20,000 人を超える建設反対を希望する署名が集まっているが、まだ建設は進んでおり、地域住民に環境調査を行っているそうです。環境の調査をして回っているようで着々と準備は進んでいます。聞くところによると、その建設業者は 11 月に地域住民に説明会を予定しているとのこと。それが終わったら建築確認申請に進んでいくものと思いますが、新しい町長はどのように考えているか伺いたいと思います。

田畑町長：まだ経過その他詳しい情報を把握していないのでここでの発言は差し控えたいと思います。

大馬課長：現状でいうとその場所は自然公園法の範囲内に入っておりまして大島支庁の方で許認可がされますが、窓口が与論町であれば環境課になります。基準を満たしていれば許可が下りますが、与論町長の意見書を付けて提出をする際に反対陳情があったことを記載する旨をプリシアにも伝えております。あとは県での審議となります。景観条例を急いでいますが、それにより地域住民の理解を得ることが必須条件にすることで建築確認をすることが出来なくなり作れなくなる。景観条例を作ることによって地域住民の理解を得ない場合は作れなくなります。

西田：建設計画は着々と進んでおりますので景観条例のスケジュール先々を考えて早く進めていてもらいたいと思います。

木方：1つよろしいですか。大馬さんが建築計画の話をされましたが、2000年代初頭に東京都の国立市において景観法をつくるきっかけとなった大事な裁判がありました。最終的には敗訴になりましたが、マンションの建設を中止してほしいという裁判がありました。その際に敗訴にはなったが、その景観の価値を認めて地域住民が長い間努力をして守ってきたものに対しては景観の利益を該当の住民のみなさんが享受する権利があってそれを阻害するような建築行為は禁止することができると判断ができました。ただ非常に難しいことで、知見者や土地を所有している方にとっては、その土地から利益を得るのは当然、財産権を持っているわけで憲法上認められることであり、景観法によって制限されるというのは普通ではないことです。簡単にいうと自分が所有している土地をなぜ制限されるのかという話になるわけですから、景観法によって制限が認められるのは、国立市の例でいうと多くの方がこの景観は大事という認識で誰もがそう思っていないといけないということです。与論の場合もその景観が町民のみなさんはもちろん日本国民誰もが思えることが大事でそれを確認することが必要であることと、次に大事なのが、その景観を与論の皆さんが長年の努力で守っていること、守っていこうと身を切っただけの状態じゃないと難しいです。逆に何もしていないのに外野の人がその景観を守ってというのでは意味がないし、ダメなんです。これは最初に説明したことを強い言葉で言っています。国立市の場合、景観法がない状態で認められたのは、誰が見てもその景観は守るべきだとされ、その景観を地域住民でこれまで長い間、守って努力してきたことが認められたのが画期的でした。その努力の積み重ねによってマンション建設をしてはいけないということが言えたわけです。これから景観条例を作るうえで、みなさん努力していくと思いますが、権利と義務で言うと義務の部分で何をもって町民が私の権利を制限するに足るだけの努力を見せているかというのが問われてくると考えることが非常に重要なことです。その中で何が出来るかを考えていくことが、しっかり出来れば、条例を作るうえでの議会等々での政治的な判断も当然伴ってくると思いますし、それが景観条例、景観計画で出来上がった時にでも事業者なり参入してくる外部の方もそういうことだったら景観に配慮しながら考えて建築をしていこうと納得すると思います。これから制度を作っていく段取りはありますが、最も大事なところは、町民の皆さんの意思をしっかり固めていきながら町歩きやワークショップを考えてもらえるといいと思います。今日は、音声聞き取りづらい部分があるの








で、今話した部分や最初に話した部分で何か質問やご意見等がありましたらお聞きして回答したら退出しようと思いたすが。

大馬課長：後で何かあれば私の方をお願いします。木方先生、増留先生ありがとうございました。

池田会長：先生のご意見を参考にしながら進めていかなければなりません、プリシアは当初から勝手なふるまいばかりです。強引なやり方なので私は、20,000人に近い署名を集めてきました。こちらは守ろうとしているのに11月に住民説明会をすると進めていっている。私に言わずに古里の公民館長に言って住民を集めようとしている。これだけの反対陳情があるにも関わらず、いろんなところか切り崩していこうとしている。3月までに早く景観条例を作っていかなければならないと考えています。それでは私の議事を終わらせていただきます。

大馬課長：与論町景観条例、景観計画検討プロセス説明

池田副会長：閉会あいさつ

町長	副町長	総務企画 課長	環境課長	課長補佐	係長	係
						 

会議名称	令和5年度 第1回与論町景観条例検討委員会		
開催日時	令和5年7月20日(木) 18:00~18:40		
開催会場	与論町役場 1階 多目的ホール		
出席者	牧 房男、山口 利光、南 和彦、町島 実和、麓 才良、 池田 吉光、西田 健一、池田 香菜、 山町長、町本総務企画課長、裾分建設課長、堀田産業課長、 竹村耕地課長、川上教育委員会事務局長、龍野町民生活課長、 大馬環境課長、光環境課主幹兼係長		
配布資料	あり	記録者	光 俊樹
議事録			
会次第			
1. 開会			
2. 委嘱状の交付	山町長		
3. 町長あいさつ	山町長		
4. 与論町景観条例検討委員会設置要綱について	大馬環境課長		
5. 与論町景観条例検討委員会設置の経緯説明及び景観条例制定に向けた今後のスケジュール計画	大馬環境課長		
6. 会長選出			

大馬：会長への立候補はございませんか。

立候補者がおられませんので、事務局案を提示してよろしいか。

参加者：同意

大馬：事務局案としては、環境活動を積極的に行っている池田吉光さんを会長に推薦したいと考えていますが皆さんいかがですか。

参加者：同意

池田(吉)：あいさつ

大馬：副会長の選任は、会長にお任せしたいと思います。

池田(吉)：副会長は自公連会長の牧さんをお願いしたいのですがいかがですか。

牧：自公連会長の任期があと1年であるため、最後まで責任もって携われる方がよいのでは。

池田(吉)：では、西田健一さんお願い出来ないか。

西田：他に適任者がいるのでは。

池田(吉)：女性の意見を入れていくことも重要と考えるので女性代表として池田香菜さん副会長をお願い出来ないでしょうか。

池田(香)：私でよろしければお受けします。

参加者：同意

池田(吉)：では、議事を進めたいと思います。会次第7の専門部委員配置案についてご意見ありませんか。

大馬：一般景観保護地区専門部の原田新一郎さんを町島実和さんへ変更をお願いします。

堀田：龍野委員が、2つの専門部に所属しているが、これは誤りではないか。

大馬：龍野委員は文化財保護地区専門部にお願いしたいと思います。

池田(吉)：これは各専門部会で協議を行っていくということですか。

大馬：空撮や海から見た風景などで見方が変わってくるので様々な方向からみた景観を事務局で取りまとめたものを皆さんで協議していただければと考えています。参考となるのが、環境対策協議会のような形をイメージしていただけるとわかりやすいと思います。今後、皆様にお示しします全島調査をしっかりとやっていきたいと思

竹村：今話に出てきました、与論町環境対策協議会設置要綱には第6条で専門部会の設置が謳われているが与論町景観条例検討委員会設置要綱には専門部会を設ける内容が明記されていないので、もし専門部会を置くのであれば明記しないといけないのでは、と思うのですがいかがですか。

大馬：確かにその内容が抜けておりますので要綱の改正を行いたいと思います。

麓：まちづくりには女性の意見が大変重要になってくるので各専門分野1名ずつぐらいは配置してもらえるといいように思う。また今後、様々な委員会の設置がありますがメンバーにはもっとバランス良く女性メンバーを加えてもらいたい。

池田(吉)：今は、女性が3名しか入っていないということですね。

大馬：専門部会が5つありますので次回までには、各専門部会に配置出来るようにしていきたいと思います。

池田(吉)：他にございませんか。

大馬：無ければ会長のあいさつで閉会していただければ。

池田(吉)：あいさつ

麓：副会長からもあいさつを。

池田(香)：あいさつ

閉会